

江南市地域防災計画の修正要旨

I 江南市地域防災計画の修正の根拠

市地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第42条）。

また、市地域防災計画の作成、修正は市防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第16条）。

II 国の防災基本計画及び県の地域防災計画の修正等に伴う修正

1. 避難生活の良好な生活環境確保に向けた修正

令和6年能登半島地震における教訓を踏まえた「防災基本計画」の修正及びスフィア基準※を取り入れた「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の改定等を受け、避難生活の良好な生活環境確保に向けた対応について修正する。

主な修正事項は以下のとおり。

- ・生活空間の確保
- ・トイレの確保・管理
- ・食事の質の確保
- ・生活水の確保
- ・在宅・車中泊避難者への支援

※スフィア基準とは、難民キャンプで劣悪な環境で多くの人が亡くなった反省から、災害や紛争の影響を受けた人々が尊厳ある生活を営むため必要な最低基準として作られた国際基準。トイレの衛生、一人当たりの居住スペースなど、災害時避難所に適用できる基準が含まれている。

<主な修正箇所（新旧対照表）>

■風水害等編	第2編 第9章 第1節 避難所の指定・整備	p 4～7
	第3編 第7章 第2節 防疫・保健衛生	p 13～14
	第3編 第10章 第1節 避難所の開設・運営	p 15～17
■地震編	第2編 第7章 第1節 避難所の指定・整備	p 6～9
	第3編 第8章 第2節 防疫・保健衛生	p 15
	第3編 第11章 第1節 避難所の開設・運営	p 17～19

2. 情報の収集・連絡体制の整備に係る修正

通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、県、市及び防災関係機関において、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めることについて追記する。

<主な修正箇所（新旧対照表）>

■風水害等編	第2編 第7章	防災施設・設備、災害用資機材及び体制等の整備	p 3
	第2編 第9章 第1節	避難所の指定・整備	p 6
■地震編	第2編 第5章	防災施設・設備、災害用資機材及び体制等の整備	p 5
	第2編 第7章 第1節	避難所の指定・整備	p 8

3. 改正医療法による災害支援ナースに係る修正

被災した医療機関における看護業務や避難所の環境整備等を行う災害支援ナースが、令和6年4月の改正医療法により、災害・感染症医療業務従事者に位置づけられたことに伴い、県が行う災害支援ナースの充実強化や実践的な訓練、派遣調整について追記する。

<主な修正箇所（新旧対照表）>

■風水害等編	第3編 第7章 第1節	医療救護	p 13
	第3編 第10章 第2節	要配慮者支援対策	p 17～18
■地震編	第3編 第8章 第1節	医療救護	p 14
	第3編 第11章 第2節	要配慮者支援対策	p 19

Ⅲ 市独自の要素に伴う修正

1. 救護所の設置に係る修正

関係機関との円滑な医療救護体制の見直しにより、救護所の設置について修正する。

<主な修正箇所（新旧対照表）>

■地震編	第3編 第8章 第1節	医療救護	p 13
------	-------------	------	------

2. 非常配備体制における緊急防災要員の班名称の修正

非常配備要員にある「総務班」と緊急防災要員にある「総務班」を区別するため、緊急防災要員の班名称を修正する。

<主な修正箇所（新旧対照表）>

■風水害等編	第3編 第1章 第2節	災害対策本部等の設置・運営	p 9
■地震編	第3編 第1章 第2節	災害対策本部等の設置・運営	p 12